



より、そう、ちから。

東北電力

第**101**回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

開催
会場

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
当社本店（昨年と同会場となります。）

目次

■ 第101回定時株主総会招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類……………	9

【お土産について】

ご来場の株主さまへのお土産はございません。
何卒ご理解をたまわりますようお願いいたします。

東北電力株式会社

（証券コード 9506）

株主のみなさまへ



代表取締役会長
樋口 康二郎

代表取締役社長
石山 一弘

平素より格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

当社は昨年、グループ中長期ビジョンの後半期を迎えるにあたり、今後の経営展開として「よりそう next^{PLUS}」を策定し、2030年代の「ありたい姿」の実現に向けて、電気・エネルギーを中心に据えた事業の展開を進めております。

昨年末には、地域のみなさまのご理解のもと、東日本大震災で被災した女川原子力発電所第2号機が、14年ぶりに営業運転を再開し、足元の収支や財務状況は着実に改善しつつあります。

こうしたなか、当社は新年度となる今年の4月を1つの区切りとして会長・社長を交代し、新たな経営体制に移行いたしました。

今後の経営環境は、インフレや金利上昇、小売競争の進展、労働力不足などのリスク要因も多く、不確実性が増しております。

こうした状況を踏まえ、当社はグループの経営計画体系を見直し、事業環境の変化に柔軟に対応できる機動性の高い経営管理を行うとともに、2025年度については、「収益拡大に向けた事業展開」、「成長に資する戦略的な投資」、「持続的な経営基盤の強化」に取り組み、財務基盤の早期回復を図りながら、中長期的な「利益・投資・成長」の好循環の形成につなげてまいります。

当社企業グループは、今後も、経営理念「地域社会との共栄」と東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、地域のみなさまが快適・安全・安心な暮らしを実感できるスマート社会の実現に貢献し、社会の持続的発展とともに成長する企業を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

東北電力グループ経営理念

地域社会との共栄

東北電力グループスローガン

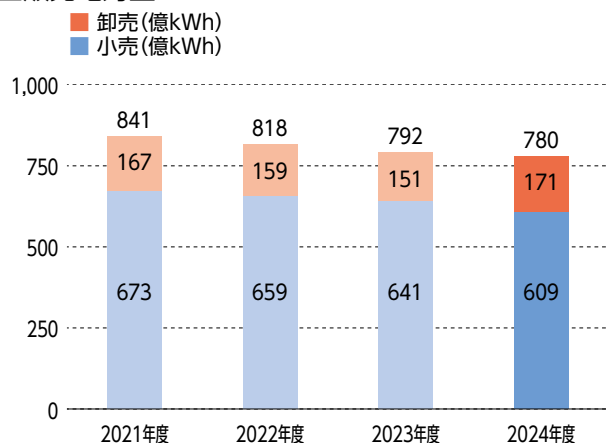
より、そう、ちから。

東北電力グループ経営理念およびスローガンの詳細は、下記ウェブサイトでご覧いただけます。
<https://www.tohoku-epco.co.jp/brand/>



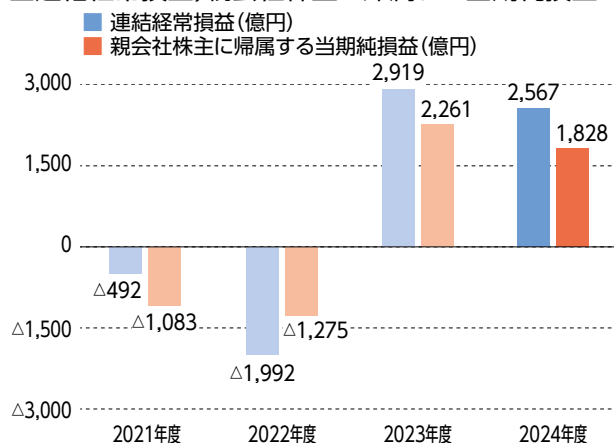
業績ハイライト

■販売電力量※1

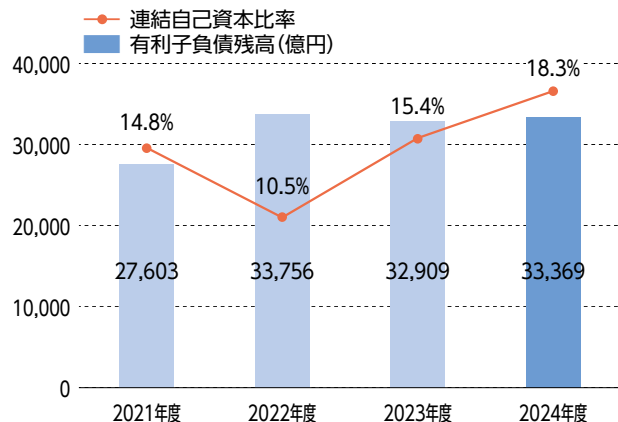


※1. 東北電力個社値であり、送配電事業を除く

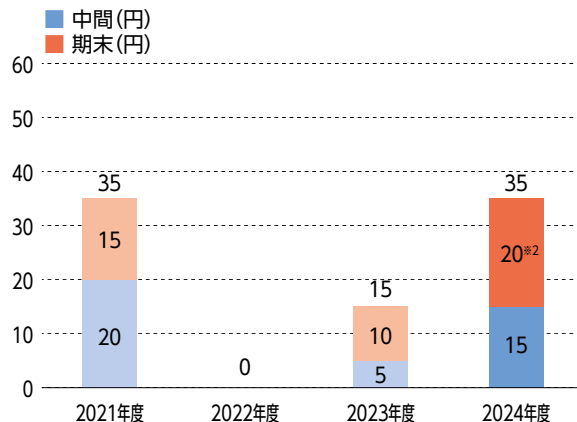
■連結経常損益, 親会社株主に帰属する当期純損益



■連結自己資本比率, 有利子負債残高



■1株当たりの配当金



※2. 2024年度期末配当金は本総会において第1号議案が可決された場合の額

業績の詳細や当社の取り組みは
こちらのQRコードからご覧ください。

決算説明資料



よりそうnext +PLUS



(決算説明資料) https://www.tohoku-epco.co.jp/ir_n/report/statement/#anc03
(よりそうnext+PLUS) <https://www.tohoku-epco.co.jp/comp/keiei/vision.html>

株 主 各 位

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東 北 電 力 株 式 会 社
代表取締役会長 樋口 康二郎

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素より格別のご高配をたまわり、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/stock/g_metting/index.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（東北電力）または証券コード（9506）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは議決権行使書の郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧ください、**2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日	時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場	所	仙台市青葉区本町一丁目7番1号 当社本店
3. 目 的 事 項	報告事項 1. 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 〈株主提案（第4号議案から第9号議案まで）〉 第4号議案 定款一部変更の件（1） 第5号議案 定款一部変更の件（2） 第6号議案 定款一部変更の件（3） 第7号議案 定款一部変更の件（4） 第8号議案 定款一部変更の件（5） 第9号議案 定款一部変更の件（6） 上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（9頁から35頁）に記載のとおりであります。	
4. 招集にあたっての その他決定事項	(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主のみなさまに対して交付する書面には記載しておりません。 なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ①事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所および発電所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「株式に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）の内容の概要」、「会計監査人に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 ③計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 ④監査報告書の「会計監査人の監査報告書」 (2) インターネットによる方法と議決権行使書の郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 (3) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 (4) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。	

以 上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、当社および東証のウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席される場合



○同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時

株主総会にご出席されない場合

郵 送



○同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ、ご送付ください。

行使期限 2025年6月25日(水曜日) 午後5時到着分まで

インターネット



○パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日(水曜日) 午後5時まで

詳細は以下の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。



「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによって実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分まではご利用いただけません。)

ご注意事項

○複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

○パソコンまたはスマートフォンのインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

○議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォンの場合)

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

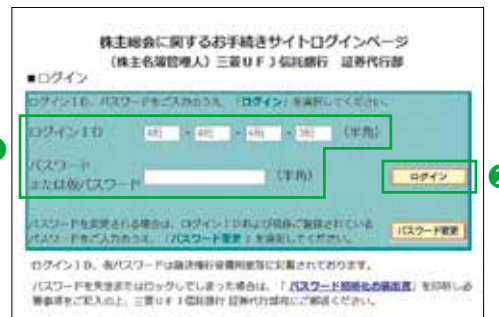
- 1 議決権行使書用紙に記載された「QRコード」を読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

- 1 議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインしてください。



- 1 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 2 「ログイン」をクリック
- 3 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時から午後9時まで）

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会インターネット視聴のご案内

株主総会の模様をインターネットでご視聴いただくことができますので、ご希望される場合は、以下のご案内を参照のうえ、ご視聴ください。

1. 配信日時

2025年6月26日（木曜日） 午前10時から株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

※やむを得ない事情により配信を実施できなくなる場合がございます。

2. 視聴ページへのログイン

(1) 視聴URLをご入力いただくか、スマートフォン等で「QRコード」を読み取ってください。

(視聴URL) <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

※視聴ページへは、「当社ホームページ」－「株主・投資家のみなさま」－「株主総会」からもアクセスが可能です。

(QRコード)



(2) ログイン画面で、「ログインID」と「パスワード」を入力してください。

ログインID	「0145」＋「議決権行使書用紙に記載の株主番号（ハイフン除く8桁）」
パスワード	「ご登録住所の郵便番号（ハイフン除く7桁）」＋「2025」

(ご注意)「株主番号」は議決権行使書用紙の「お願い」に記載しておりますので、当日まで大切に保管ください。

[ログインID・パスワードの記載位置]

東北電力株式会社 御中 議決権行使書 行使できる議決権の数 株
標準日現在のご所有株式数 株
お 願 い

XXX-XXXX
〇〇市〇〇町〇-〇
電力 太郎

ログインQRコード
ログインID
0145-XXXX-XXXX-XXX
株主番号(8桁)
仮パスワード
XXXXX

パスワード (郵便番号＋2025)

ログインID (0145＋株主番号)

[インターネット視聴ログイン画面（イメージ）]

ログイン画面（三菱ＵＦＪ信託銀行のウェブサイト）で、以下のとおりログインＩＤ、パスワードを入力の場合、ログインしてください。

※「郵便番号」は、2025年3月末（基準日）時点でご登録いただいている住所の郵便番号をご入力ください。

3. インターネット視聴に関するご留意事項

- (1) 本総会において、インターネットによるご視聴は、株主総会への「出席」とは取り扱いません。（ご質問、動議、当日の議決権行使等を行うことはできません。）
- (2) 議決権行使は、インターネット・郵送により招集ご通知に記載の行使期限までをお願いいたします。
- (3) 映像および音声を複製し利用（SNSへの投稿・配信等）することを禁止いたします。
- (4) ご使用の機器やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (5) ご視聴に係る通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- (6) 当日の会場映像は、株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

[ログイン方法、ログインＩＤおよびパスワードに関するお問い合わせ先]

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

0120-676-808

（土日祝日等を除く平日午前9時から午後5時まで、ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで）

[インターネット視聴（視聴不具合等）に関するお問い合わせ先]

株式会社Ｊストリーム

0120-597-260

（株主総会当日の午前9時30分から株主総会終了まで）

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案（会社提案） 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当につきましては、安定的な配当を行うことを基本に、当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としております。

また、2025年3月期以降の配当につきましては、これまでの基本的な方針に加え、財務基盤の回復とバランスを図る観点から、当面はD O E（株主資本配当率）2%を目安としながら、総合的に判断していくこととしております。

当年度につきましては、女川原子力発電所第2号機の再稼働による収支改善があったものの、燃料費調整制度のタイムラグ影響による差益の減少があったことなどから減益となりましたが、一定の利益水準を確保することができました。

一方で、自己資本比率は18%程度と依然として低く、大規模自然災害や国際情勢の変化などの事業リスクに対応できるよう、自己資本の積み増しにより財務基盤の早期回復に注力していくことが重要と考えております。

これらを総合的に勘案し、2024年度の期末配当金につきましては、1株につき20円といたしたいと存じます。なお、中間配当金とあわせた当年度の年間配当金は、1株につき35円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 10,021,792,420円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案（会社提案） 取締役（監査等委員であるものを除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）10名全員のうち、取締役川野邊修は2025年6月19日辞任し、他の取締役9名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社の役職等	取締役会への出席状況
1	樋口 康二郎 再任 男性	代表取締役会長	11 / 11 ^回 (100%)
2	石山 一弘 再任 男性	代表取締役社長 社長執行役員	11 / 11 ^回 (100%)
3	砂子田 智 再任 男性	代表取締役副社長 副社長執行役員	11 / 11 ^回 (100%)
4	金澤 定男 再任 男性	代表取締役副社長 副社長執行役員	11 / 11 ^回 (100%)
5	二階堂 宏樹 新任 男性	副社長執行役員	—
6	佐々木 裕司 再任 男性	取締役 常務執行役員	9 / 9 ^回 (100%)
7	永井 幹人 再任 男性 独立社外取締役候補者	社外取締役	11 / 11 ^回 (100%)
8	植原 恵子 再任 女性 独立社外取締役候補者	社外取締役	11 / 11 ^回 (100%)
9	伊藤 秀二 再任 男性 独立社外取締役候補者	社外取締役	9 / 9 ^回 (100%)
10	向山 路一 新任 男性 独立社外取締役候補者	—	—

- (注) 1. 各候補者の当社の役職等は、本総会時のものです。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者佐々木裕司、同伊藤秀二の取締役会への出席状況は、2024年6月26日以降に開催された取締役会を対象としております。

4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、候補者永井幹人、同植原恵子、同伊藤秀二との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。候補者永井幹人、同植原恵子、同伊藤秀二の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、候補者向山路一の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、取締役との間に補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。各再任候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、各新任候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、取締役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、各候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は2025年7月に同契約を更新する予定です。

候補者番号 1	ひぐち こうじろう 樋口 康二郎	1957年10月26日生	所有する当社の株式数 17,300株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	----------------------------	--------------	-----------------------	---



再 任

男 性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 東北電力株式会社入社
 2011年6月 同社原町火力発電所長
 2013年6月 同社執行役員 火力原子力本部火力部長
 2016年6月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
 2018年4月 同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長代理
 原子力本部副本部長
 2019年6月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 CSR担当 コンプライアンス推進担当
 原子力本部長代理
 2020年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員
 2025年4月 同社代表取締役会長（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、火力部門を中心とした業務経験を有し、原町火力発電所長や執行役員火力部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2016年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役 常務執行役員を、2019年6月から代表取締役副社長 副社長執行役員を、2020年4月から代表取締役社長 社長執行役員を、また2025年4月から代表取締役会長を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。



男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	東北電力株式会社入社
2016年6月	同社環境部長
2018年4月	同社企画部長
2018年6月	同社執行役員 企画部長
2019年6月	同社常務執行役員 企画部長
2020年7月	同社常務執行役員 コーポレート担当 グループ戦略部門長
2021年6月	同社取締役 常務執行役員 コーポレート担当 グループ戦略部門長
2022年4月	同社代表取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 IR担当 サステナビリティ担当
2024年4月	同社代表取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 サステナビリティ担当
2025年4月	同社代表取締役社長 社長執行役員（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、執行役員企画部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2021年6月から取締役 常務執行役員を、2022年4月から代表取締役副社長 副社長執行役員を、また2025年4月から代表取締役社長 社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3	い さ ご だ 砂子田 智	1961年6月19日生	所有する当社の株式数 10,800株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	-------------------------	-------------	-----------------------	---



再 任

男 性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 東北電力株式会社入社
 2016年6月 同社執行役員 人財部長
 2017年6月 同社執行役員 岩手支店長
 2019年6月 同社常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長 原子力本部副本部長
 2022年4月 同社常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長
 2022年6月 同社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長
 2023年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスサポート本部長
 最高財務責任者（CFO） 原子力本部副本部長
 2025年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 最高財務責任者（CFO）
 最高情報セキュリティ責任者（CISO） 原子力本部副本部長（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、経営管理部門を中心とした業務経験を有し、執行役員人財部長、執行役員岩手支店長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2022年6月から取締役 常務執行役員を、また2023年4月から代表取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 4	かなざわ さだ お 金澤 定男	1958年11月19日生	所有する当社の株式数 12,000株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	---------------------------	--------------	-----------------------	---



再 任

男 性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 東北電力株式会社入社
 2018年6月 同社執行役員 原子力本部原子力部長
 2021年4月 同社常務執行役員 原子力本部副本部長 原子力本部原子力部長
 2023年4月 同社常務執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者
 2023年6月 同社取締役 常務執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者
 2025年4月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 原子力立地担当（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、原子力部門を中心とした業務経験を有し、執行役員原子力部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2023年6月から取締役 常務執行役員を、また2025年4月から代表取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 5	にかいどう 二階堂	ひろき 宏樹	1961年6月21日生	所有する当社の株式数 7,903株	取締役会への出席状況 —
-------------------	---------------------	------------------	-------------	----------------------	-----------------



新任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 東北電力株式会社入社
 2018年6月 同社執行役員 ビジネスサポート本部総務部長
 2020年4月 同社執行役員 福島支店長
 2022年4月 同社上席執行役員 東京支社長
 2025年4月 同社副社長執行役員 サステナビリティ担当 コンプライアンス推進担当
 危機管理担当 行為規制遵守・確認責任者（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、総務部門を中心とした業務経験を有し、執行役員総務部長、執行役員福島支店長、上席執行役員東京支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。2025年4月から副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号 6	ささき 佐々木	ゆうじ 裕司	1960年10月28日生	所有する当社の株式数 9,400株	取締役会への出席状況 9 / 9 回 (100%)
-------------------	-------------------	------------------	--------------	----------------------	------------------------------



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 東北電力株式会社入社
 2016年6月 同社執行役員 グループ事業推進部長
 2017年6月 同社執行役員 東京支社長
 2020年4月 同社上席執行役員 東京支社長
 2021年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当 原子力本部副本部長 支店統轄
 2022年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当 再生可能エネルギーカンパニー長
 原子力本部副本部長 支店統轄
 2024年6月 同社取締役 常務執行役員 コーポレート担当 再生可能エネルギーカンパニー長
 原子力本部副本部長 支店統轄
 2025年4月 同社取締役 常務執行役員 再生可能エネルギーカンパニー長 原子力本部副本部長
 支店統轄 地域課題担当（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、執行役員グループ事業推進部長、上席執行役員東京支社長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2024年6月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

なが い みき と
永井 幹人

1955年10月28日生

所有する当社の株式数
6,700株取締役会への出席状況
11 / 11^① (100%)招集
ご通知

▶P.9

株
主
総
会
参
考
書
類

再 任

男 性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）取締役副頭取
 2013年4月 同社理事
 2013年4月 同社理事退任
 2013年5月 新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）副社長執行役員
 2013年6月 同社取締役副社長
 2014年6月 同社代表取締役社長
 2019年4月 日鉄興和不動産株式会社取締役相談役
 2019年6月 同社相談役
 2019年6月 株式会社岡三証券グループ社外取締役監査等委員
 2020年6月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）社外取締役
 2021年6月 日鉄興和不動産株式会社相談役退任
 2021年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）
 2021年8月 株式会社オオバ社外取締役（現在にいたる）
 2024年6月 株式会社ニッスイ社外取締役退任
 2024年6月 株式会社岡三証券グループ社外取締役監査等委員退任
 2024年7月 岡三証券株式会社社外取締役監査等委員（現在にいたる）
 2025年3月 株式会社オークネット社外取締役監査等委員（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社オオバ社外取締役
 岡三証券株式会社社外取締役監査等委員
 株式会社オークネット社外取締役監査等委員

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

永井氏は、新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）の代表取締役社長として不動産事業の経営に携わり、また、株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の取締役副頭取などを歴任し、銀行業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としていたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験および金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者永井幹人は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者永井幹人が2013年3月まで取締役副頭取、同年4月まで理事を務めていた株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の連結経常収益の0.1%未満であります。また、当社は、同社との間に資金借入の取引がありますが、その借入額は、当社の連結総資産の5%未満であります。
3. 当社は、候補者永井幹人が2019年3月まで代表取締役社長、2021年6月まで相談役を務めていた新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社および同社の連結売上高の0.1%未満であります。
4. 候補者永井幹人は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年あります。

候補者番号 8	う え は ら 植原 恵子	1960年1月7日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	-------------------------	------------	------------------	---



再 任

女 性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年4月 株式会社大和証券グループ本社執行役
2011年3月 同社執行役退任
2011年4月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役
2018年6月 丸三証券株式会社社外取締役（現在にいたる）
2020年3月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役退任
2022年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

丸三証券株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

植原氏は、株式会社大和証券ビジネスセンターの専務取締役としてバックオフィス事業の経営に携わり、また、株式会社大和証券グループ本社の執行役などを歴任するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験および金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者植原恵子は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 候補者植原恵子は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年です。

候補者番号 9	いとう しゅうじ 伊藤 秀二	1957年2月25日生	所有する当社の株式数 3,300株	取締役会への出席状況 9 / 9 回 (100%)
-------------------	--------------------------	-------------	----------------------	------------------------------



再任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年6月 カルビー株式会社取締役常務執行役員CMO
マーケティンググループコントローラー兼じゃがりこカンパニー COO

2008年6月 同社取締役常務執行役員CMO マーケティンググループコントローラー

2009年6月 同社代表取締役社長兼COO

2018年6月 同社代表取締役社長兼CEO

2023年4月 同社取締役

2023年6月 同社相談役

2024年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）

2025年4月 カルビー株式会社シニアアドバイザー（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

ヤマハ株式会社社外取締役（2025年6月20日就任予定）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

伊藤氏は、カルビー株式会社の代表取締役社長兼CEOなどを歴任し、食品等を製造・販売する企業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験およびマーケティングに関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者伊藤秀二は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 候補者伊藤秀二は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

候補者番号 10	むこうやま みちかず 向山 路一	1958年1月31日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 —
--------------------	----------------------------	-------------	------------------	-----------------



新 任

男 性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2016年6月 東日本旅客鉄道株式会社常務執行役員 復興企画部担当
技術企画部担当 設備部担当

2018年6月 同社常務執行役員 インド高速鉄道担当

2020年6月 同社常務執行役員退任

2020年6月 株式会社J R東日本環境アクセス代表取締役社長

2024年6月 同社取締役会長（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社J R東日本環境アクセス取締役会長

【社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要】

向山氏は、株式会社J R東日本環境アクセスの取締役会長であり、また、東日本旅客鉄道株式会社の常務執行役員などを歴任し、公益事業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としていたしました。

同氏は、鉄道事業の防災に長く携わるほか、技術革新やグループ全体の設備投資計画等を主導した企業経営者としての豊富な経験等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者向山路一は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者向山路一が2020年6月まで常務執行役員を務めていた東日本旅客鉄道株式会社との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社および同社の連結売上高の2%未満であります。

《監査等委員会の意見》

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等について、別途定める当社の取締役候補者の指名の方針・手続、取締役報酬決定の方針・手続等を踏まえ、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会での審議・検討プロセス等を中心に検討を行いました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等のいずれについても、特段指摘すべき事項はありませんでした。

第3号議案（会社提案） 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役宮原育子氏および同井手明子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社の役職等	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	井手 明子 再任 女性 独立社外取締役候補者	社外取締役 監査等委員	11 / 11 [㊦] (100%)	13 / 13 [㊦] (100%)
2	村田 啓子 新任 女性 独立社外取締役候補者	—	—	—

- (注) 1. 各候補者の当社の役職等は、本総会時のものです。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、候補者井手明子との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。候補者井手明子の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、候補者村田啓子の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、監査等委員である取締役との間に補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。候補者井手明子の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、候補者村田啓子の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、監査等委員である取締役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者井手明子、同村田啓子の選任についてご承認いただいた場合には、両氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は2025年7月に同契約を更新する予定です。

(ご参考)

第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、監査等委員会の構成は次のとおりとなります。

氏名	当社の役職等
藤倉 勝明 現任 男性	取締役 監査等委員
小林 一生 現任 男性 独立社外取締役	社外取締役 監査等委員
井手 明子 再任 女性 独立社外取締役	社外取締役 監査等委員
村田 啓子 新任 女性 独立社外取締役	社外取締役 監査等委員

候補者番号 1	い で あ き こ 井手 明子	1955年2月28日生	所有する当社の株式数 5,000株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^① (100%) 監査等委員会への出席状況 13 / 13 ^② (100%)
-------------------	---------------------------	-------------	----------------------	--



再任
女性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現株式会社NTTドコモ）
執行役員社会環境推進部長

2008年7月 同社執行役員中国支社長

2012年6月 同社執行役員情報セキュリティ部長

2013年5月 らでいっしゅぼーや株式会社（現オイシックス・ラ・大地株式会社）
代表取締役社長

2013年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ執行役員コマース事業推進担当

2014年5月 らでいっしゅぼーや株式会社代表取締役社長退任

2014年6月 株式会社NTTドコモ執行役員コマース事業推進担当退任

2014年6月 日本電信電話株式会社常勤監査役

2018年8月 NTT株式会社（現株式会社NTT DATA, Inc.）監査役

2020年6月 日本電信電話株式会社常勤監査役退任

2020年6月 NTT株式会社監査役退任

2020年6月 住友商事株式会社社外取締役（現在にいたる）

2021年6月 東北電力株式会社取締役 監査等委員（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

住友商事株式会社社外取締役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

井手氏は、日本電信電話株式会社の常勤監査役およびNTT株式会社（現株式会社NTT DATA, Inc.）の監査役を務め、また、株式会社NTTドコモの執行役員などを歴任するなど、豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていたいただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏は、公益事業の経営に携わってきた豊富な経験および監査に関する経験・識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監査・監督することを期待されております。

- (注) 1. 候補者井手明子は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者井手明子が2014年6月まで執行役員を務めていた株式会社NTTドコモとの間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.2%未満、同社の連結売上高の0.1%未満であります。
3. 候補者井手明子は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終了の時をもって4年であります。

候補者番号

2

むらた けいこ
村田 啓子

1962年2月25日生

所有する当社の株式数
0株取締役会への出席状況
—
監査等委員会への出席状況
—

新任

女性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2005年8月 内閣府政策統括官付参事官（経済財政－海外分析担当）
 2006年8月 内閣府日本学術会議事務局参事官（国際担当）
 2008年7月 首都大学東京（現東京都立大学）大学院社会科学研究科教授
 2015年5月 首都大学東京学長補佐
 2017年7月 日本生命保険相互会社評議員（現在にいたる）
 2018年4月 首都大学東京大学院経営学研究科教授
 2020年3月 株式会社クラレ社外取締役（現在にいたる）
 2022年4月 東京都立大学名誉教授（現在にいたる）
 2022年4月 立正大学大学院経済学研究科教授（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社クラレ社外取締役
 立正大学大学院経済学研究科教授

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

村田氏は、大学院等の教授として現代日本経済の研究等に携わってきた経験を有し、また、内閣府において経済行政等に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、学識経験者としての豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

同氏は、過去に、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与してはおりませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

同氏は、学識経験者としての豊富な識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監査・監督することが期待されております。

- (注) 1. 候補者村田啓子は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
 2. 候補者村田啓子の戸籍上の氏名は、堀田啓子であります。

《第2号議案および第3号議案に関するご参考事項》

1. 取締役候補者指名の方針

- ・取締役候補者の選定に当たり、構成員の過半数を独立社外取締役とし、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議し、客観性・適時性・透明性を確保する。
- ・社内取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」の実現に向けて、
 - ・先見的ビジョンや創造的ビジネスモデルを構想し、組織を牽引する「構想力」
 - ・知識・経験やプリンシプルに基づき、自らの責任のもと意思決定を行う「決断力」
 - ・社内外の叡智と資源を結集させ積極果敢に挑戦し、粘り強く目標を達成する「完遂力」
 - ・鋭い感覚でビジネスチャンスを発掘するとともに、リスクの兆候を見逃さない「感知力」
 - ・高い道徳観と公益事業を担う強い使命感を併せ持つ「高潔性」を有する者で、専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえた技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見、ならびに新たな事業分野に関する知見など、専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定する。
- ・社外取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。
- ・監査等委員である取締役候補者は、経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。このほか、監査等委員である社外取締役候補者は、客観的かつ中立的な監査・監督ができるかどうかにも重視して選定する。
- ・社外取締役候補者の独立性の有無は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、判断する。

2. 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断する。社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視する。また、監査等委員である社外取締役の選任に当たっては監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視する。

【当社における社外取締役の独立性判断要件】

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役とする。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④最近において、①から③までのいずれかに該当していた者
- ⑤次のaからdまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
 - a. 上記①から④までのいずれかに該当する者
 - b. 当社の子会社の業務執行者
 - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - d. 最近において上記b, cまたは当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

3. 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。特に期待する分野として記載した7項目は、東北電力グループ中長期ビジョン「よりそうnext」実現に向けて、取締役会として一般的に必要なスキルと今後の戦略実現に必要なとなるスキルを集約のうえ、分類・整理したものです。

	氏名	性別	特に期待する分野※1						
			企業経営	テクノロジー ※2	財務・会計	法務・ リスク管理	事業開発・ マーケティング	ソーシャル コミュニケーション ※3	人事・ 人財開発
取締役 （監査等委員であるものを除く。）	樋口 康二郎	男性	●	●		●			
	石山 一弘	男性	●	●		●			
	砂子田 智	男性	●		●				●
	金澤 定男	男性		●				●	
	二階堂 宏樹	男性				●		●	
	佐々木 裕司	男性					●	●	
	永井 幹人	男性	●		●	●			
	植原 恵子	女性			●			●	●
	伊藤 秀二	男性	●				●	●	
取締役 （監査等委員であるもの）	向山 路一	男性	●	●		●			
	藤倉 勝明	男性				●		●	
	小林 一生	男性	●		●		●		
	井手 明子	女性	●				●	●	
	村田 啓子	女性			●			●	●

※1. 上記一覧表は、各取締役が有するスキルの中から特に期待する分野を最大3つまで記載したものであり、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

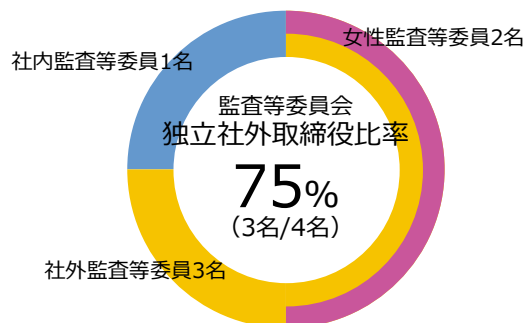
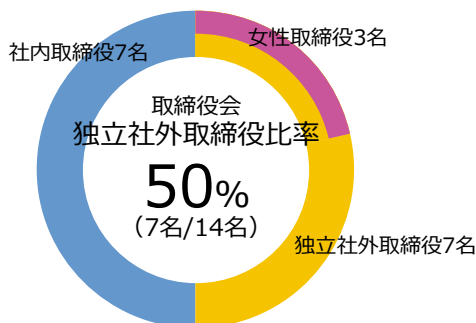
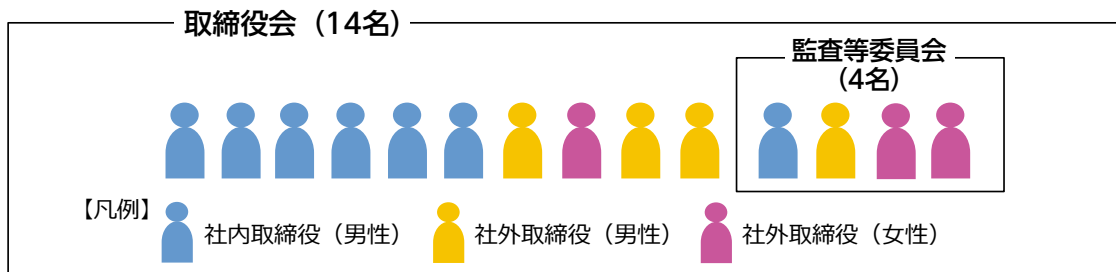
※2. 「テクノロジー」は、電力や機械等の技術全般に関するスキルを表しており、カーボンニュートラル達成に向けた環境に関するスキルも含んでおります。

※3. 「ソーシャルコミュニケーション」は、地域をはじめとするステークホルダーとのコミュニケーションに係るスキルを表しております。

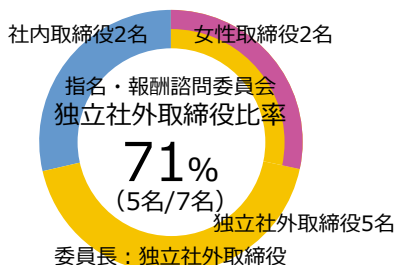
4. コーポレートガバナンス体制

当社は、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題の一つであるとの認識に立ち、ステークホルダーの期待に応えていくため、経営の機動性、健全性、透明性を高めるなど、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進めています。

■取締役会の構成（本総会において取締役選任議案が可決された場合）



【2025年4月現在の指名・報酬諮問委員会】



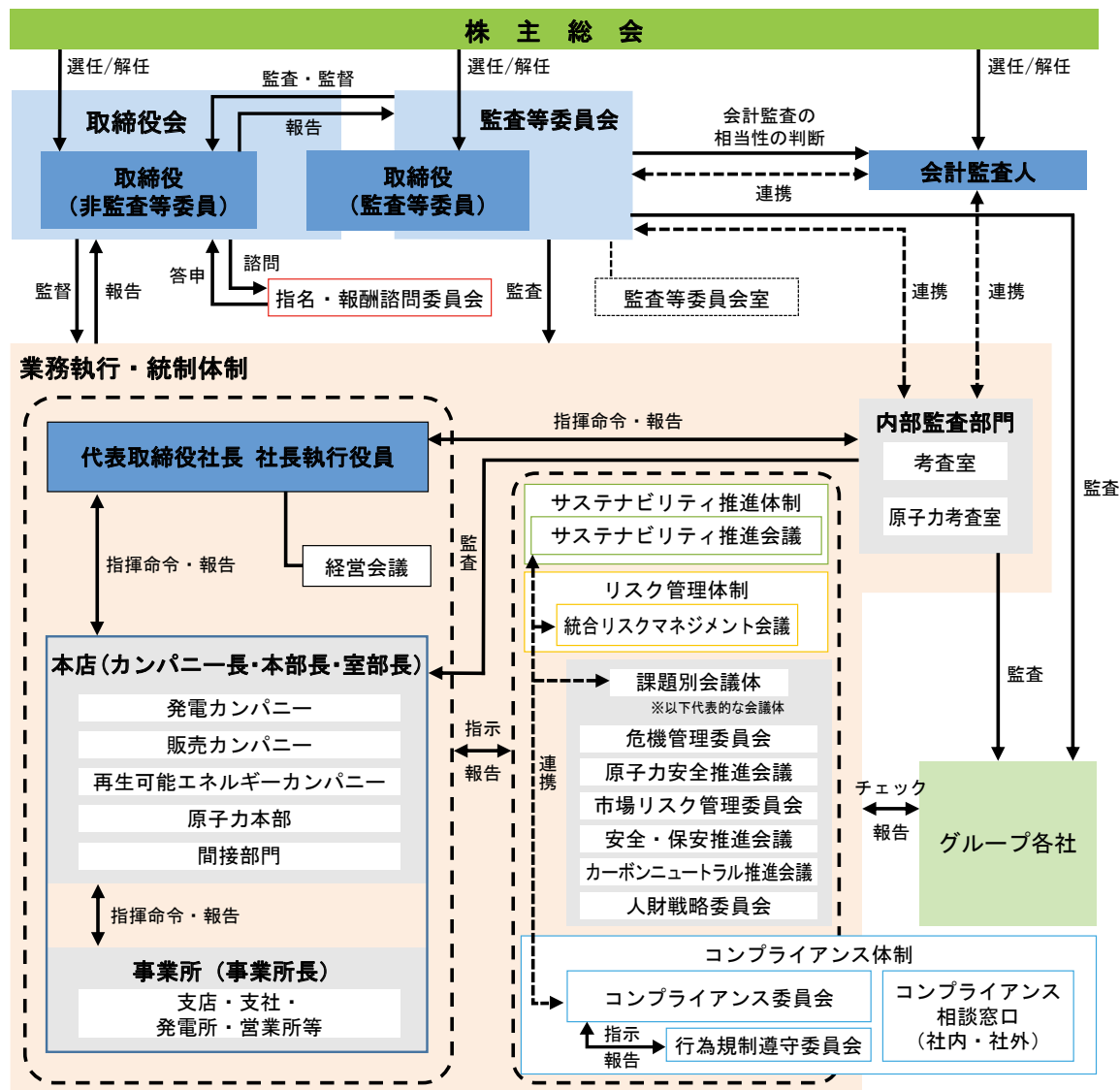
当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて開示しておりますので、ご参照ください。

- コーポレートガバナンス基本方針
- コーポレートガバナンスに関する報告書 等

URL: <https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/policy/governance/>



■コーポレートガバナンス体制図



〈株主提案〉

第4号議案から第9号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（189名）の議決権の数は、2,967個であります。

第4号議案（株主提案） 定款一部変更の件（1）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電事業からの撤退

第39条 当社は使用済核燃料を作り出し、被曝労働者を生み出す原子力発電事業から撤退する。

○提案の理由

当社は昨年12月26日に多くの人々の反対の声を無視して女川原発2号機を再稼働させました。再び処分の見通しの立っていない使用済核燃料が作られ始めたのです。

これまで国が掲げてきた核燃料サイクル政策は完全に破綻しています。その原因は政策の中核である六ヶ所再処理工場の竣工が度重なる延期を繰り返しているからです。当初27年前の1997年に完成する計画だった再処理工場は27回もの延期を繰り返して、操業開始の見通しも立たない状況に立ち至っています。高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉と合わせて、致命的な行き詰まりが見えて来ています。これ以上使用済核燃料を増やすことは将来世代に対する重大な犯罪行為です。

更に原子力発電は核燃料サイクルのウラン採掘から燃料加工、発電所の運転そして放射性廃棄物の処理・処分に至る全工程で、放射線被曝による被曝労働者を生み出し続けています。この様な犠牲者を出しながら運転を続けることは愚かしい選択です。

当社は未来に対して責任を果たす企業として原子力発電事業から撤退します。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては、原子力発電は、安全確保を最優先に、安定供給、経済効率性、環境適合の観点から重要な電源であり、将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。本年2月に国が策定した第7次エネルギー基本計画においても、引き続き原子力発電は、重要な電源と位置付けられております。

また、ウラン資源の有効活用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、再処理事業やMOX燃料加工事業を含む原子燃料サイクルは不可欠であり、エネルギー基本計画でも、原子燃料サイクルを推進していくことが記載されております。その中で、日本原燃株式会社は、原子燃料サイクル

の中核を担う六ヶ所再処理工場の早期竣工に向けて取り組んでおり、当社としても、日本原燃に対し、必要な支援を行ってまいります。

放射線業務従事者の被ばく線量管理については、法令や国際的な基準に基づき適切に対応しております。

当社といたしましては、エネルギー安全保障上の観点からも、引き続き特定の電源や燃料源に過度に依存することなく、原子力を含め、バランスのとれた電源構成を実現し、安定供給を果たしていくこと、また、カーボンニュートラルの実現に原子力発電を最大限活用していくことが重要と考えております。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第5号議案（株主提案） 定款一部変更の件（2）

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 グリーンビジネスの軸事業化

第40条 当会社は、再生可能エネルギーを最大限活用するグリーンビジネスを今後展開する事業領域の軸と位置づけ、それと相反する原子力発電事業は今後展開する事業区分から削除する。

○提案の理由

当会社は、中長期ビジョン「よりそうnext + PLUS」において、今後展開する事業領域のひとつとして「グリーンビジネス」を掲げています。その要旨は「2030年代早期に200万kW以上の再エネ開発を目指すとともに、多様化する再エネニーズにお応えするサービスを幅広く提供する」というものです。「東北地域の再エネポテンシャルは高い」（石山社長）ことを考えれば、当会社が目指す「ありたい姿」すなわち「東北発のスマート社会」を実現できるエネルギーは再エネをにおいて他になく、中長期的に見て、グリーンビジネスを当会社の事業の軸とすべきことは疑いありません。「カーボンニュートラルへの挑戦」「循環型社会の形成」「生物多様性の保全」「快適・安全・安心な暮らしと地域社会の実現」等の、当会社のマテリアリティ（重要課題）を解決できるのも、再エネによるグリーンビジネスです。

一方、当会社が目指す「ありたい姿」実現にもマテリアリティ解決にも貢献しない原子力発電事業は、今後展開する事業区分から削除すべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、昨年4月に策定した「よりそうnext^{PLUS}」において、「グリーンビジネス」を当社が事業を展開する5つの領域の1つに位置づけ、2030年代早期に200万キロワット以上の再生可能エネルギー電源の開発を目指すとともに、太陽光発電設備等で発電された電気を法人のお客さまに長期かつ安定的に供給するコーポレートPPAなど、多様化するニーズにお応えするサービスを幅広く提供してまいりました。

このうち、再生可能エネルギー電源の開発については、2024年度は、参画した案件のうち宮城県の陸上風力発電所や山形県および新潟県のバイオマス発電所が運転を開始するなど、着実に開発実績を積み上げており、当社グループ全体での持分出力は、開発中の案件も含め約85万キロワットに到達しております。

一方、当社の電源構成全体としては、エネルギー安全保障上の観点からも、引き続き特定の電源や燃料源に過度に依存することなく、原子力を含め、バランスのとれた電源構成を実現し、安定供給を果たしていくこと、また、カーボンニュートラルの実現に再生可能エネルギーだけでなく原子力発電も最大限活用していくことが重要と考えております。

なお、第7次エネルギー基本計画においても、「再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していくことが極めて重要」との考え方が示されております。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第6号議案（株主提案） 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 放射性廃棄物の責任管理

第41条 当社は使用済み核燃料の施設内長期保管につながる乾式貯蔵施設の設置を行わない。

○提案の理由

当社は昨年2月27日に女川原発敷地内に使用済み燃料を貯蔵する乾式貯蔵施設設置計画の協議を、地元自治体（宮城県、女川町、石巻市）に申し入れ、翌28日に原子力規制委員会に申請しました。

女川原発2号機の使用済み燃料プールは管理容量が1680体に対し、昨年2月現在で貯蔵量が1263体、空き容量が417体であり、再稼働すると4年余りで上限に達し、他所に搬出しない限り、2号機の運転が不可能になります。使用済み燃料の搬出先と目されている六ヶ所再処理工場は昨年8月に27回目の完成時期延期を公表し、完成の目途は立っていません。乾式貯蔵施設設置はそのための対応策にすぎません。

また、当社は3号機の再稼働へ向けて具体的に動き出しました。3号機を再稼働するなら、将来それに伴って乾式貯蔵施設を増設しなければならないことは自明です。女川を「核のゴミ捨て場」にする気なのでしょうか。

乾式貯蔵施設設置計画に際して、住民説明会も開催せず、住民理解も得られぬままの見切り発車が許されるのでしょうか。当会社グループスローガン「より、そう、ちから。」とは真逆です。当会社がステークホルダー、地域により信頼される電力会社になるためには一歩立ち止まる必要があると考え提案します。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

わが国のエネルギー政策では、ウラン資源の有効利用および高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、原子燃料サイクルの推進を基本的方針としております。

日本原燃株式会社は、原子燃料サイクルの中核を担う六ヶ所再処理工場の早期竣工に向けて取り組んでおり、当社としても、原子燃料サイクルの実現に向け、日本原燃に対し、必要な支援を行ってまいります。

また、当社の使用済み燃料は、現在使用済み燃料プールで貯蔵しておりますが、再処理事業者へ搬出するまでの間の一時的な貯蔵を行うため、新たに乾式貯蔵施設を設置することとしたものであり、貯蔵後は再処理事業者へ搬出し、再処理を行うこととしております。

なお、当社は乾式貯蔵施設の設置に関して、これまででも、地域のみなさまへの訪問活動による説明、発電所だよりや当社ホームページ等を活用した分かりやすく丁寧な情報発信に努めており、地域のみなさまからご理解を得られるよう引き続き取り組んでまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第7号議案（株主提案） 定款一部変更の件（4）

○議案内容

第4章 取締役及び取締役会の（員数）第19条を以下の通り変更する。

（下線は変更部分）

（員数）

第19条 当会社に取り締役18名以内を置く。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内を置く。

3 ただし女性取締役を30%以上とする。

○提案の理由

内閣府も女性登用推進の取り組みのなかで、国会議員、国家公務員等の管理職の女性割合を30～35%に引き上げる目標を掲げています。ジェンダーギャップを解消するためには、最低30%の構成比率が必要と言われています。東北地方における企業の女性登用については、東北電力が先陣を切っていただきたいという株主提案です。また、役員数の30%を実現するためには、その下部人員となる管理職についても東北電力全体の管理職数に対して30%ないし35%程度の採用率の実現が必要となります。女性の知恵やアイデアを取り入れることで、東北電力における未来のエネルギーのあり方の検討がより多角的に開かれることを期して提案します。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、経営環境が大きく変化しているなかで、お客さまの多様なニーズにお応えし、会社が成長を続けていくためには、当社で働く一人ひとりが多様なバックボーン、個性、考え、経験を最大限に活かし、健康でイキイキと活躍することが重要であるとの考えのもと、女性活躍推進に取り組んでおります。

女性取締役の人数も増加しており、現時点で当社には3名の女性取締役がおります。また、女性管理職の数および比率についても、目標を設定し、達成に向けた取り組みを進めており、本店部長・課長職をはじめとした女性管理職も増加しております。このような取り組みを継続・強化していくことが、ひいては取締役会における女性比率の向上にもつながるものと考えております。

取締役会の構成については、経営環境の変化への的確な対応や、幅広い視点での事業運営の観点から、東北電力グループ中長期ビジョンの実現、ならびに取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現に向けて、取締役会全体として見た場合の知識・経験・能力のバランスや性別などの多様性等も総合的に勘案して決定することとしております。

当社といたしましては、こうした考えのもとで取締役候補者を選定しており、選定にあたっての柔軟性を確保し、取締役会の最適な構成の実現と実効性向上を図る観点から、取締役会における性別の割合を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第8号議案（株主提案） 定款一部変更の件（5）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 特別顧問等の廃止

第42条 当社は、経営の透明性及び実効性を向上させ、企業統治（コーポレートガバナンス）の更なる強化・向上を図るため、特別顧問等を廃止する。

○提案の理由

特別顧問制度は、会社法に規定がなく、慣習的に認められてきた日本企業特有のものです。フジテレビの日枝久氏が相談役として長くトップに君臨し問題化したように、会長や社長が退任後に企業に残り実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判や、目に見える貢献が乏しいとの指摘がなされ、外国人投資家を中心に透明性等について批判が出ており、企業統治の向上につなげる観点からも見直しの動きが広がっており、すでに、日産やソニー、パナソニック、富士通、資生堂等、多くの国内企業が廃止しています。

当社は、株主の意見に押され、2022年6月に常勤の相談役を廃止しましたが、八島俊章氏や高橋宏明氏が名誉顧問、海輪誠氏と原田宏哉氏が特別顧問に、さらに増子次郎氏が特別顧問に就任します。彼らは、電力全面自由化が進展する中、事故を起こせば福島原発に見られるように住民の故郷を奪う、危険で不安定な電源、コスト高で経済性のない原発に固執し、当社の経営を危うくしてきました。

当社が、再生可能エネルギーを基盤とする脱原発の新たな経営に一刻も早く舵を切るためにも、悪しき慣習でしかない特別顧問制度は廃止すべきです。

（この議案は、昨年も、株主の28%の賛同を得たので再提案します。）

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、会長・社長経験者に対し、必要に応じて非常勤の特別顧問を委嘱しております。

その役割は、主に東北・新潟地域の経済団体活動や社会貢献活動等を通じた当社事業への理解浸透等であり、これらの活動を通じて、当社の経営理念である「地域社会との共栄」に貢献しております。

特別顧問の委嘱にあたっては、定年や在任年数の上限等の条件を予め定めたとうえで、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。また、同委員会は、特別顧問の選任について毎年審議し、報酬についても確認しております。

加えて、当社の重要な意思決定は、独立社外取締役が3分の1以上を占める取締役会のもとで行われており、特別顧問は、従前より当社の意思決定には一切関与せず、コーポレートガバナンス体制が適切に確保されております。

特別顧問制度については、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ判断していくことが妥当であり、廃止の旨を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第9号議案（株主提案） 定款一部変更の件（6）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章 日本原子力発電株式会社への支援中止

第43条 当社は、電力自由化に対応し財務の健全性を確保するため、日本原子力発電株式会社への資金支援を行わない。

2 当社は、日本原子力発電株式会社へ支払い済みの前払い電気代の債権を回収する。

3 日本原子力発電株式会社との間の「電力受給契約」を2025年度末までの早い時期に終了する。

4 当社は、日本原子力発電株式会社への債務保証を停止し、今後も行わない。

○提案の理由

日本原子力発電は、卸電気事業者でありながら発電できない設備だけ持つ稀有な会社です。保有するのは、原子力規制委員会から再稼働不可と判断された敦賀第二原発や避難計画不備で運転差止めとなった東海第二原発（「被災」し運転期限40年を超える「老朽」原発）など、座礁資産のみという有様。この状況では、日本原電の信用が落ちるのも当然です。現に、みずほ銀行は日本原電へ直接の資金投入を拒否し、

貸し渋りを始めています。

ところが当社は、電気を受け取っていないのに震災以降14年間、株主中間配当金と同額の約100億円近くを毎年支払ってきました。更に2023年度末時点で約421億円の債務保証を行っています。

当社もみずほ銀行を見習って、資金回収に動くべきです。当社が「財政基盤の回復が必要な状況」というのであれば、他社へ支援・債務保証する余裕は無いはずで、一刻も早く日本原電への支援を停止し、支援済み分並びに前払い電気代の回収に乗り出すべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

日本原子力発電株式会社については、東海第二発電所の再稼働に伴う受電再開により当社の火力発電所における燃料費の抑制およびCO₂排出量削減に寄与できるなどのメリットがあるほか、原子力のパイオニアである同社への支援により、同社が持つ知見を獲得し、当社事業へ活用することが期待できます。

同社は、東海第二発電所の再稼働に必要な許認可を順次取得しており、安全対策工事やその後の再稼働に向けた準備を着実に進めております。

当社はこれまでも、同社の事業継続性、当社のメリット等を十分に評価したうえで、支援の判断を行っており、今後も適時適切に判断してまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

以 上

－メモ－

Blank lined area for notes.

—メモ—

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

－メモ－

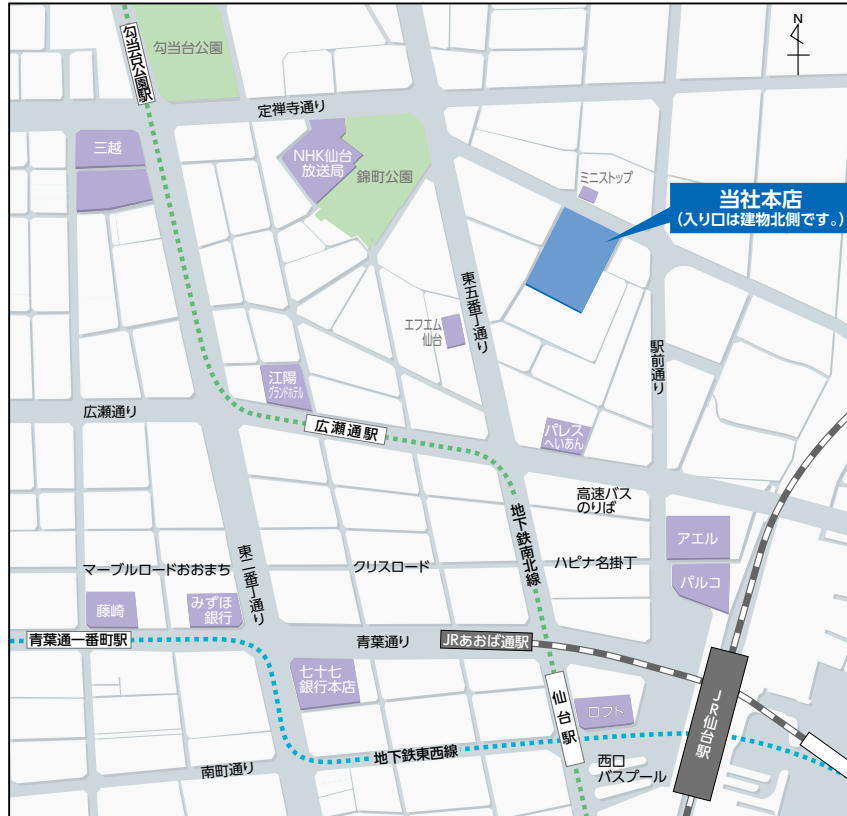
Blank lined area for notes.

株主総会会場ご案内

会 場 仙台市青葉区本町一丁目7番1号 当社本店

※開催会場は、昨年同様当社本店となります。

会場付近略図



○駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関等をご利用願います。

交 通	J	R	線	仙台駅から徒歩約10分
				あおば通駅から徒歩約10分
	地	下	鉄	広瀬通駅から徒歩約9分（最寄りの出口は東2）
				仙台駅から徒歩約10分（最寄りの出口は北6）
				勾当台公園駅から徒歩約13分（最寄りの出口は南4）